

令和3年第2回

久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

令和3年8月30日

## 令和3年第2回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日 令和3年8月30日（月）
- 2 招集場所 ホテルマリターレ創世 西館1階 アテナ  
（久留米市東櫛原町900）

3 出席議員 （18名）

|     |     |     |   |
|-----|-----|-----|---|
| 1番  | 石井  | 俊一  | 君 |
| 2番  | 中村  | 博俊  | 君 |
| 3番  | 石井  | 秀夫  | 君 |
| 4番  | 田中  | 功一  | 君 |
| 5番  | 田中  | 良介  | 君 |
| 6番  | 大熊  | 博文  | 君 |
| 7番  | 佐藤  | 晶二  | 君 |
| 8番  | 平木  | 一朗  | 君 |
| 9番  | 箆島  | かおる | 君 |
| 10番 | 入江  | 和隆  | 君 |
| 11番 | 佐々木 | 益雄  | 君 |
| 12番 | 立山  | 稔   | 君 |
| 13番 | 中野  | 義信  | 君 |
| 14番 | 組坂  | 公明  | 君 |
| 15番 | 安丸  | 眞一郎 | 君 |
| 16番 | 高橋  | 直也  | 君 |
| 17番 | 中島  | 和正  | 君 |
| 18番 | 小島  | 裕司  | 君 |

4 欠席議員 （0名）

5 地方自治法第121条に基づく出席者

【執行部】

|        |     |    |   |
|--------|-----|----|---|
| 組合長    | 大久保 | 勉  | 君 |
| 副組合長   | 倉重  | 良一 | 君 |
| 副組合長   | 加地  | 良光 | 君 |
| 副組合長   | 高木  | 典雄 | 君 |
| 副組合長   | 中山  | 哲志 | 君 |
| 副組合長   | 境   | 公雄 | 君 |
| 代表監査委員 | 権藤  | 満  | 君 |
| 会計管理者  | 大久保 | 隆  | 君 |

### 【事務局】

|              |       |   |
|--------------|-------|---|
| 事務局理事(兼)事務局長 | 衛本みどり | 君 |
| 事務局次長        | 久次美和子 | 君 |
| 総務主査         | 池田 周平 | 君 |

### 【消防本部】

|               |       |   |
|---------------|-------|---|
| 消防長           | 秋吉 弘章 | 君 |
| 消防次長          | 川島父三男 | 君 |
| 久留米消防署長       | 平山 文彦 | 君 |
| 三井消防署長        | 執行 悟  | 君 |
| 浮羽消防署長        | 橋本 俊之 | 君 |
| 三瀨消防署長        | 高橋 浩  | 君 |
| 大川消防署長        | 岡部 幸則 | 君 |
| 総務担当次長(兼)総務課長 | 江頭 宣昭 | 君 |
| 人事研修課長        | 長谷 義  | 君 |
| 予防課長          | 出利葉 操 | 君 |
| 救急防災課長        | 服部 辰典 | 君 |
| 救急防災課救急主幹     | 村田 康裕 | 君 |
| 情報指令課長        | 上野 護  | 君 |

## 6 議事日程

- 日程第 1 議長の選挙
- 日程第 2 議席の指定及び一部変更
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 認定第 1 号 令和 2 年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 2 号 令和 2 年度久留米広域市町村圏事務組合ふるさと振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 3 号 令和 2 年度久留米広域市町村圏事務組合小児救急医療支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 4 号 令和 2 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 9 第 1 1 号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共  
団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合  
規約の変更についての専決処分について
- 日程第 1 0 第 1 2 号議案 交通事故による損害賠償の専決処分について
- 日程第 1 1 第 1 3 号議案 令和 3 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特  
別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 第 1 4 号議案 財産（高規格救急自動車）の取得について
- 日程第 1 3 会議録署名議員の指名

◎ 開 会

○書記長（衛本みどり君）皆さんこんにちは。

久留米広域市町村圏事務組合事務局の衛本でございます。

本日は、大変お忙しい中、久留米広域市町村圏事務組合議会定例会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本年６月に久留米市議会及び大川市議会の組合議員の交代がございましたことから、現在、当組合議会の議長及び副議長が不在となっております。

従いまして、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第１０７条の規定により、出席議員の皆様の中で年長の議員になられる方が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日は、出席議員中で、中野義信議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

中野議員、議長席へお願いいたします。

（臨時議長中野義信君議長席に着く）

○臨時議長（中野義信君）ただいまご紹介いただきましたうきは市議会の中野でございます。

それでは、地方自治法第１０７条の規定によりまして、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これより、令和３年第２回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

---

◎ 日程第１ 議長の選挙

○臨時議長（中野義信君）これより、日程第１、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

それでは、石井俊一議員を議長に指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました石井俊一議員を、議長の当選人と定めることにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、石井俊一議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました石井俊一議員が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、石井俊一議員に、演壇より議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長(石井俊一君) 皆さんこんにちは。

ただいま、議長に選出いただきました、石井でございます。

今後、どうぞよろしく願いいたします。この4市2町広域圏発展のために、それぞれの行政の方々、議会の方々の協力を得ながら、より良い地域づくりにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。円滑な議事運営に皆様方のご協力をよろしく願いいたします。

以上、簡単ですが、議長の就任のご挨拶とさせていただきます。

今後、どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○臨時議長(中野義信君) 議長就任のご挨拶は終わりました。

石井議長、議長席にお着き願います。

(臨時議長中野義信君議長席を退き、議長石井俊一君議長席に着く)

---

## ◎ 日程第2 議席の指定及び一部変更

○議長(石井俊一君) それでは、日程第2、「議席の指定及び一部変更」を行います。

本年5月の大木町議会、6月の久留米市議会及び大川市議会において、組合議会議員の改選が行われております。

よって、会議規則第3条第1項及び第2項の規定により、議席の指定及び一部変更をいたしたいと思っております。

まず、議席の指定を行います。

議員の氏名とその議席の番号を事務局に朗読させます。

○書記(池田周平君)

1番 石 井 俊 一 議員

9番 筈 島 かおる 議員

18番 小 畠 裕 司 議員

以上でございます。

○議長(石井俊一君) ただいま朗読のとおり議席を指定いたします。

続いて、ただいまの議席の指定に関連して議席の一部を変更したいと思います。

変更いたします議席番号及び氏名を事務局に朗読させます。

○書記（池田周平君）

9番 平 木 一 朗 議員を8番へ、  
以上でございます。

○議長（石井俊一君）お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり、議席の一部を変更することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読いたしましたとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

---

◎ 日程第3 会期の決定

○議長（石井俊一君）次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

◎ 日程第4 副議長の選挙

○議長（石井俊一君）日程第4、「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名  
推選で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いま  
す。

これにご異議ありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、10番、入江和隆議員を副議長に指名いたします。

お諮りいたします。

只今、指名いたしました入江和隆議員を、副議長の当選人と定めることにご異

議ありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、入江和隆議員が副議長に当選されました。

只今、当選されました入江和隆議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

入江議員に演壇より、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長(入江和隆君) 只今、副議長にご指名いただきました、小郡市議会議長の入江でございます。

私も石井議長を補佐して、久留米広域圏組合議会が円滑に運営できますこと、また、この4市2町の圏域のますますの発展のため、しっかり努めて参りたいと思います。皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(石井俊一君) 就任のご挨拶が終わりました。

---

◎ 日程第5 認定第1号

◎ 日程第6 認定第2号

◎ 日程第7 認定第3号

◎ 日程第8 認定第4号

○議長(石井俊一君) それでは、日程第5、認定第1号「令和2年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第8、認定第4号「令和2年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計歳入歳出決算の認定について」までの4件は、いずれも決算案件であり、関連がありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長(大久保勉君) 皆様、こんにちは。

本日、ここに令和3年第2回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用中のところ、また、新型コロナウイルス感染拡大による影響が続く中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

また、日頃から当組合の運営に対しまして、多大なるご支援、ご協力を賜り感謝申し上げます。

まず、このたび、8月の停滞前線の影響で、西日本を中心に記録的な大雨が続き、福岡、佐賀、長崎、広島の4県では、大雨特別警報が発表されました。

本圏域におきましても、河川等の水位上昇による内水氾濫が各地で発生し、大きな被害をもたらしました。

被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

さて、本年5月の大木町議会、6月の久留米市議会及び大川市議会において、当組合議会議員に選出されました議員の皆様におかれましては、本圏域発展のた



め、ご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

そして、先ほど議長に選出されました石井議長、副議長に選出されました入江副議長におかれましては、心からお祝い申し上げますとともに、今後ともご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

ここで、皆様ご承知のとおりではございますが、本年4月に小郡市の市長選挙が行われ、加地市長が2期目のご当選をなされておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、認定第1号から認定第4号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

この4件の決算は、いずれも地方自治法第233条各項の決算に関する規定に基づきまして、会計管理者から決算に係る書類の提出を受け、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見書及び事業実績報告書を添えて認定を求めるところでございます。

まずは、認定第1号 令和2年度一般会計についてでございます。

歳入決算額は、3,541万1,021円でございます。予算現額に対する収入率は、98.9%となっております。

歳出決算額は、3,264万5,600円でございます。予算現額に対する執行率は、91.2%となったところでございます。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額276万5,421円は、翌年度に繰り越しいたしております。

次に、認定第2号 令和2年度ふるさと振興事業特別会計についてでございます。

歳入決算額は、1,520万6,439円でございます。予算現額に対する収入率は、92.9%となっております。

歳出決算額は、1,320万1,411円でございます。予算現額に対する執行率は、80.6%となったところでございます。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額200万5,028円は、事務事業の整理により、令和2年度末をもって、ふるさと振興事業を廃止いたしましたことから、翌年度の一般会計に帰属いたしております。

次に、認定第3号 令和2年度小児救急医療支援事業特別会計についてでございます。

歳入決算額は、3,515万7,027円でございます。予算現額に対する収入率は、99.9%となっております。

歳出決算額は、3,352万4,192円でございます。予算現額に対する執行率は、95.2%となったところでございます。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額163万2,835円は、翌年度に繰り越しいたしております。

次に、認定第4号 令和2年度広域消防特別会計についてでございます。

歳入決算額は、65億206万3,537円でございます。予算現額に対する収入率は、100.3%となっております。

歳出決算額は、58億6,258万4,155円でございます。予算現額に

対する執行率は、90.5%となったところでございます。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた6億3,947万9,382円を翌年度に繰り越しいたしております。

以上で、4件の決算の説明を終わり、詳細は、担当に説明をさせますが、何卒、慎重なるご審議のうえ、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石井俊一君）これより担当者からの説明を求めます。

○事務局理事（衛本みどり君）議長。

○議長（石井俊一君）衛本事務局理事。

○事務局理事（衛本みどり君）事務局の衛本でございます。

令和2年度各会計決算について、事務局が所管いたします、一般会計、ふるさと振興事業特別会計、小児救急医療支援事業特別会計につきまして、決算附属書類の事項別明細書により、ご説明いたします。

まず、一般会計でございます。

決算附属書類の1ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目1節 経常費負担金 3,288万円は、事務局の経常経費に係る構成市町の負担金でございます。

内訳は、事務費相当額 450万円、構成市町からの事務局派遣職員3名に係る人件費相当額 2,838万円でございます。

3款1項1目1節 繰越金 252万8,923円は、前年度からの繰越額でございます。

2ページをお願いいたします。

4款 諸収入は、2項1目1節 雑入 2,098円を収入いたしております。歳入総額は、3,541万1,021円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款 議会費 183万9,759円は、組合議会の運営に係る経費で、組合議会議員18名分の議員報酬及び組合議会の会場使用料でございます。

2款 総務費は、事務局運営に係る経常経費で、1項1目1節 報酬 69万910円は、会計年度任用職員6ヶ月分の報酬でございます。

2節 給料 73万2,000円は、正副組合長6名分の給料でございます。

3節 職員手当等 14万894円及び4節 共済費 12万6,867円は、会計年度任用職員6ヶ月分の経費でございます。

7節 報償費 9万1,080円は、訴訟委任契約に伴う弁護士への謝金でございます。

10節 需用費 41万6,078円は、事務用品等の消耗品費、議案書等の印刷製本費が主なものでございます。

4ページをお願いいたします。

11節 役務費 15万3,782円は、電話料金及び切手代の通信運搬費でございます。

18節 負担金・補助及び交付金 2,809万4,050円は、事務局職員派遣

元の久留米市及び大川市に対します人件費負担金でございます。

2項 文書広報費 18万7,000円は、附属機関であります情報公開・個人情報保護審議会及び審査会に係る経費で、審議会委員9名、審査会委員7名分の委員報酬及び審査会答申作成に係る委員への謝金でございます。

4項 監査委員費 13万円は、監査委員2名分の委員報酬でございます。

5ページをお願いいたします。

以上、歳出総額は、3,264万5,600円でございます。

次に、ふるさと振興事業特別会計でございます。

こちらの会計は、ふるさと振興事業の廃止に伴い、令和2年度をもって廃止となります。

9ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款 財産収入は、ふるさと振興基金の運用収入でございます。1項1目1節 利子及び配当金は、国債の利子収入 1,100万円でございます。

3款1項1目1節 繰越金 392万1,819円は、前年度からの繰越額でございます。

10ページをお願いいたします。

4款 諸収入 12万620円は、結婚サポート事業に係るイベント参加料が主なものでございます。

5款 県支出金 16万4,000円は、結婚サポート事業における新型コロナウイルス感染症防止対策に対する県の補助金でございます。

以上、歳入総額は、1,520万6,439円でございます。

11ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款 事業費は、各種ふるさと振興事業を実施するための経費でございます。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、一部の事業の実施を見送りました。

1節 報酬 69万6,620円、3節 職員手当等 4万2,268円及び4節 共済費 12万4,770円は、会計年度任用職員6ヶ月分の経費でございます。

7節 報償費 4万5,606円は、ドリームスFMラジオ放送「ちくご路かわら版」の聴取者に対する地場産品等のプレゼント代が主なものでございます。

10節 需用費 45万2,870円は、事務用品等の消耗品費及び結婚サポート事業のイベント開催に係る食糧費が主なものでございます。

11節 役務費 63万4,697円は、ラジオ放送「ちくご路かわら版」の広告料 55万円 が主なものでございます。

12節 委託料 50万5,670円の内訳は、当組合ホームページ「ちくご遊学」の更新及び保守管理に係るインターネット情報提供業務委託料 28万3,470円、結婚サポート事業の司会業務等の委託料 22万2,200円でございます。

13節 使用料及び賃借料 87万8,510円は、事務局公用車の年間リース

料 44万6,160円、インターネット行政情報サービス使用料 42万2,400円が主なものでございます。

27節 繰出金 981万6,000円は、小児救急医療支援事業の運営に要する費用といたしまして、当該特別会計へ繰り出したものでございます。

12ページをお願いいたします。

以上、歳出総額は、1,320万1,411円でございます。

次に、小児救急医療支援事業特別会計でございます。

15ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目1節 保健衛生費負担金 1,728万9,000円の内訳は、構成市町負担金 1,280万6,000円、鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町、吉野ヶ里町及び柳川市からの近隣市町協力金 448万3,000円でございます。

2款1項1目1節 保健衛生費補助金 640万2,000円は、福岡県からの救急医療施設運営費等補助金でございます。

3款1項1目1節 繰入金 981万6,000円は、ふるさと振興事業特別会計からの繰入金でございます。

4款1項1目1節 繰越金 165万27円は、前年度からの繰越額でございます。

16ページをお願いいたします。

以上、歳入総額は、3,515万7,027円でございます。

17ページをお願いいたします

歳出でございますが、1款 小児救急運営費は、小児救急医療支援事業を運営するために要する経費でございまして、1項1目1節 報酬 7万7,000円は、久留米広域小児救急医療支援事業運営委員会委員8名分の委員報酬でございます。

12節 委託料 9万9,000円は小児救急センターのポスター作成業務に係る委託料でございます。

18節 負担金・補助及び交付金 3,333万3,992円は、久留米広域小児救急センター運営及び小児科医研修事業への補助金でございます。

内訳は、小児救急センターに出務する医師の人件費等として久留米医師会に対して 2,049万5,000円、看護師及び事務員の人件費等として聖マリア病院に対して 1,083万8,992円、小児科医研修事業を実施する久留米大学に対して 200万円 でございます。

以上、歳出合計は、3,352万4,192円でございます。

ここで、説明を交代させていただきます。

○総務担当次長（江頭宣昭君）議長。

○議長（石井俊一君）江頭総務担当次長。

○総務担当次長（江頭宣昭君）消防本部総務担当次長の江頭でございます。

広域消防特別会計についてご説明させていただきます。

それでは、21ページをお願いいたします。

まず、歳入決算でございます。1款 分担金及び負担金、1項1目 市町負担金

43億7,409万8,279円は、当消防本部を構成いたします4市2町からの負担金でございます。

1節 経常費負担金 38億8,351万9,000円は、人件費や物件費など、経常経費に係る負担金でございます。

2節 特別負担金 4億9,057万9,279円は、退職手当分 1億4,179万7,000円、特殊車両整備分 47万円、組合債償還分 3億2,940万6,192円、地域医療連携事業分 279万4,364円、旧大川市消防本部職員の現給保障分 984万600円、消防本部庁舎非常用発電機外改修工事分 627万1,123円でございます。

2目 事業費負担金 6億6,539万205円は、筑後地域消防指令センターの運営経費といたしまして、当消防本部以外の6消防本部から収入したものでございます。

2款 使用料及び手数料、1項1目 施設使用料 109万3,323円は、自動販売機、電柱等の設置に係る行政財産使用料でございます。

2項1目 消防手数料 501万6,350円は、危険物施設の許認可事務手数料が主なものでございます。

3款1項1目 消防費国庫補助金 144万4,326円は、令和2年7月豪雨の際に、熊本県へ出動したことに對します緊急消防援助隊活動費負担金でございます。

22ページをお願いいたします。

5款 財産収入、1項1目 物品売払収入 684万5,855円は、車両8台の売却収入でございます。

2目 不動産売払収入 3,920万円は、旧善導寺出張所用地の売却収入でございます。

2項1目 利子及び配当金 1,217円は、財政調整基金の利子でございます。

2目 財産貸付収入 33万501円は、旧善導寺出張所用地の貸付収入でございます。

23ページをお願いいたします。

6款1項1目 財政調整基金繰入金 5,410万2,439円は、消防本部庁舎非常用発電機外改修工事費の財源として繰り入れたものでございます。

7款1項1目 繰越金 4億2,484万4,766円は、前年度からの繰越金でございます。

8款 諸収入、1項1目 組合預金利子 1,142円は、利子収入でございます。

2項1目 雑入 2,519万5,134円は、消防救急無線デジタル化整備事業等に係る市町村振興協会助成金 2,162万4,797円、高速自動車国道救急業務支弁金 223万4,520円が主なものでございます。

9款1項1目 消防債 9億450万円は、高規格救急自動車2台購入の財源といたしまして施設整備事業債 2,390万円、高規格救急自動車1台、資機材搬送車1台、救助工作車1台、水槽付きポンプ自動車1台、消防本部庁舎非常用発電機外改修工事、浮羽消防署空気充填機設置及び指令システム・デジタル無線部

分改修整備の財源としての緊急防災・減災事業債 8億8,060万円でございます。

以上、歳入総額は、65億206万3,537円でございます。

続きまして、歳出決算でございます。

24ページをお願いいたします。

1款1項1目 常備消防費は、消防本部及び消防署所の事務事業に要する経費でございまして、1節 報酬 2,105万7,392円は、会計年度任用職員12名分でございます。

2節 給料から4節 共済費は、消防職員427名分の人件費が主なものでございます。

7節 報償費 146万5,659円は、救急症例検討会等に係る講師謝金、少年消防クラブ育成に係る資器材等購入費が主なものでございます。

8節 旅費のうち、費用弁償 95万2,977円は、会計年度任用職員の通勤手当、旅費 433万1,140円は、県消防学校への入校旅費が主なものでございます。

9節 交際費 8万3,092円は、消防長、消防署長の公務に要した交際費でございます。

25ページをお願いいたします。

10節 需用費のうち、消耗品費 7,078万7,687円は、消防職員の制服、防火服などの被服及び消防、救急、救助業務に必要な消耗品購入費が主なものでございます。

燃料費 1,724万5,049円は、消防車両の燃料及び庁舎用プロパンガス料金が主なものでございます。

印刷製本費 254万5,501円は、広報紙、久留米広域消防だよりの印刷費及び予防・救急業務に係る印刷物作成費が主なものでございます。

光熱水費 2,958万9,936円は、消防本部庁舎、消防署所及び筑後地域消防指令センターの電気・水道・都市ガス料金でございます。

修繕料 2,270万44円は、車検及び車両修繕、庁舎設備等に係る修繕料が主なものでございます。

11節 役務費の内、通信運搬費 3,324万336円は、一般電話回線、専用線及び携帯電話通話料のほか、筑後地域での通信指令回線費用や119番通報の際に、災害発生場所を瞬時に把握するための「発信地表示システム」使用料が主なものでございます。

手数料 1,317万7,210円は、救急業務に係る医師の指示手数料、酸素ボンベ等の耐圧検査手数料、資機材の点検手数料が主なものでございます。

保険料 583万2,357円は、自動車保険料及び建物災害共済費が主なものでございます。

12節 委託料 11億9,240万8,891円は、指令システム・デジタル無線部分改修整備、庁舎清掃、事務用機器等保守、庁舎設備や救急資機材等の点検に係る委託料が主なものでございます。

13節 使用料及び賃借料 2,001万1,876円は、消防署所の下水道使用料及びパソコン等事務用機器借上料が主なものでございます。

15節 原材料費 20万3,208円は、水防訓練等に必要な原材料の購入費でございます。

17節 備品購入費 779万8,780円は、消防用ホースや潜水資機材、救命ボート等の災害現場活動に要する資機材の購入費が主なものでございます。

18節 負担金・補助及び交付金 2,554万3,387円は、県消防学校への入校負担金、救急救命士3名の養成に係る研修負担金が主なものでございます。

24節 積立金 1,217円は、財政調整基金利子を積み立てたものでございます。

26節 公課費 243万4,800円は、車両47台分の自動車重量税が主なものでございます。

続きまして、2目 消防施設費は、庁舎設備、車両等の整備に要する経費でございます。10節 需用費 187万3,520円は、三井消防署三国出張所ホース乾燥台の修繕料でございます。

12節 委託料 687万9,730円は、消防本部庁舎非常用発電機外改修工事に係る施工監理委託料が主なものでございます。

14節 工事請負費 2億8,060万100円は、消防本部庁舎非常用発電機外改修、久留米消防署南出張所防水・空調設備改修に係る工事請負費でございます。

26ページをお願いいたします。

17節 備品購入費 3億4,744万6,315円は、高規格救急自動車3台、資機材搬送車1台、救助工作車1台、水槽付きポンプ車1台、空気充填機の購入費が主なものでございます。

2款1項1目 公債費元金 3億4,166万7,373円は、平成25年度から平成30年度までに発行いたしました組合債に係る元金償還金でございます。

2目 利子 474万1,134円は、平成25年度から令和元年度までに発行いたしました組合債に係る利子償還金でございます。

以上、歳出総額は、58億6,258万4,155円でございます。

簡単ではございますが、以上で広域消防特別会計の説明を終わらせていただきます。

○議長（石井俊一君）担当者からの説明は終わりました。

続きまして、代表監査委員に決算審査の報告を求めます。

権藤監査委員。

○代表監査委員（権藤満君）代表監査委員の権藤です。

令和2年度の当組合の決算審査意見は、一般会計、特別会計ともに適正に執行されており、修正の要はありませんでした。

決算に対する意見そのものではありませんが、「小児救急医療支援特別会計」について、負担金（協力金）を出していない近隣市町の住民の利用があるので、当該の市町には負担を求めたほうがいいと思われれます。

引き続き効率性を重視した当組合の事業運営をされるよう望みます。  
以上です。

○議長（石井俊一君）代表監査委員の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第4号までの4件の決算を、認定することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第4号までの4件は、いずれも認定することに決定いたしました。

---

## ◎ 日程第9 第11号議案

○議長（石井俊一君）次に、日程第9、第11号議案「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についての専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第11号議案、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についての専決処分についての提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、令和3年4月1日から、田川地区広域環境衛生施設組合が、福岡県市町村職員退職手当組合へ新規加入することに伴い、構成団体数の増加及び同退職手当組合の規約の変更について、議会の議決を求める必要が生じましたが、緊急を要したため、専決処分をいたしておりますので、ここにご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（石井俊一君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。



これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第11号議案を、承認することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第11号議案は、承認されました。

---

## ◎ 日程第10 第12号議案

○議長(石井俊一君) 次に、日程第10、第12号議案「交通事故による損害賠償の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長(大久保勉君) 第12号議案、交通事故による損害賠償の専決処分についての提案理由について、ご説明申し上げます。

本件は、令和3年1月19日、公務により浮羽消防署浮羽出張所の車庫前において車両点検中、運転者が消防ポンプ自動車から下車したところ、パーキングブレーキの引上げが不十分であったこと及び車輪止めを行っていなかったことから、当該車両が敷地の傾斜により西側へ進行し、道路を隔てた西側住宅のブロック塀に当該車両の前面が衝突し、破損させたものでございます。

和解内容といたしましては、被害者側に損害賠償金として、ブロック塀等の修繕料120万9,000円を支払うものでございます。

本件につきましては、損害賠償について緊急を要し、専決処分をいたしておりますので、ここにご報告申し上げ、承認を求めますのでございます。

以上で説明を終わりますが、何卒、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(石井俊一君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第12号議案を、承認することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第12号議案は、承認されました。

---

◎ 日程第11 第13号議案

○議長（石井俊一君）次に、日程第11、第13号議案「令和3年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第13号議案、令和3年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第1号）についての提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、消防車両整備事業の財源の一部として充当する緊急防災・減災事業債の充当額を増額できることとなりましたことから、歳入予算を組み替えるとともに、組合債の限度額の変更を行うものでございます。

以上で説明を終わりますが、何卒、ご理解を賜わり、満場のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（石井俊一君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第13号議案を、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第13号議案は、原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第12 第14号議案

○議長（石井俊一君）次に、日程第12、第14号議案「財産（高規格救急自動車）の取得について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第14号議案、財産（高規格救急自動車）の取得についての提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、久留米消防署、三井消防署及び浮羽消防署に配備している高規格救急自動車の老朽化に伴いまして、新たに、高規格救急自動車3台を1億1,174

万2,077円で、取得しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、満場のご賛同を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

○議長（石井俊一君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第14号議案を、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第14号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

本議会において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

---

### ◎ 日程第13 会議録署名議員の指名

○議長（石井俊一君）次に、日程第13、「会議録署名議員の指名」を行います。

7番、佐藤晶二議員、18番、小嶋裕司議員を指名いたします。

---

### ◎ 閉 会

以上で、本議会に付議された案件は、全部終了いたしました。

よって、令和3年第2回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

---

＝午後3時21分閉会＝

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

臨時議長

議 員

議 員